

菊池地域医療構想調整会議 (書面協議)

議 題

- 1 過剰な病院機能への転換について・・・資料1
(合志第一病院)
- 2 特例診療所の開設について・・・資料2
(穂っぷこども在宅&心身クリニック(仮称))

議題 1 過剰な病床機能への転換について

<合志第一病院>

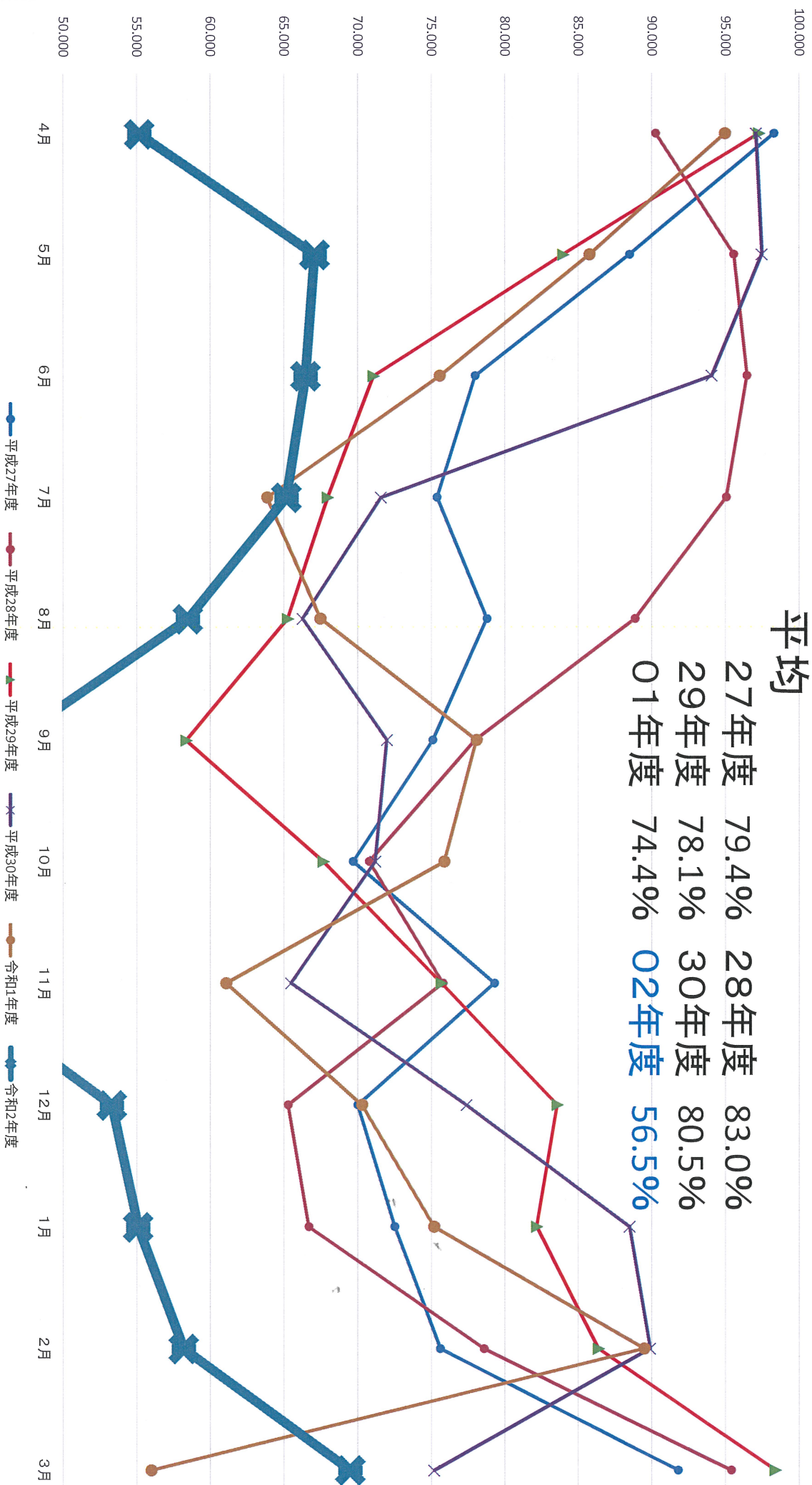
資料1

前回の 合意事項 (R3. 3書面会議)	許可病床数 (精神、結核、感染症病床除く)			病床機能別病床数の状況										過去1年間に 病棟全 体が稼働 である病 棟数
	一般・療養計	一般	療養	基準日等	合計	4機能小計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等 (廃止予定含む)	介護保険施設等 へ移行		
													一般	
	132	65	67	基準日	018. 7. 1	132	97	0	39	32	26	35	0	35
				基準日後	2025年	132	102	0	39	32	31	30	0	0
	132	70	62	基準日後	2025年	132	102	0	36	0	66	10	20	0
今回の 協議事項 (医療機関の意向)	<p>当院では、長年に渡り回復期リハビリテーション病棟（32床）を稼働し、患者様の自立や在宅復帰へとつなげてまいりました。しかし、病床利用率の低下が著しく、昨年度の利用率は平均56.5パーセントまで落ち込んでおります。（別紙参照）その為、回復期リハビリテーション病棟（32床）の病床機能を転換検討するに至りました。また、昨今の地域ニーズから、長期医療を必要とされる方が多く見受けられると判断し、地域医療に貢献したく慢性期（療養病棟）を増床したいと考えております。併せて、グループ内（萬生会）での職員異動も視野に入れながら、より一層の職員充足を積極的に図っていく予定としております。</p> <p>2025年までに、</p> <ul style="list-style-type: none"> 急性期 39床 → 36床 (△ 3床) 回復期 32床 → 0床 (△ 32床) 慢性期 31床 → 66床 (+35床) …療養病棟の病床分として <p><参考> 過剰な病床機能への転換 病床機能ごと（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）に比較する。 基準日後（2025年）の病床数①と熊本県地域医療構想で定める「病床数の必要量」②を比較し、①>②の場合を過剰といい、「過剰な病床機能への転換」は調整会議での協議が必要となる。 最新の報告（H30報告）結果による菊池地域の過不足状況は右記のとおり。</p>													
													報告における基準日後の状況	
												高度急性期	不足	
												急性期	過剰	
												回復期	不足	
												慢性期	過剰	

回復期病棟

平均

27年度 79.4% 28年度 83.0%
 29年度 78.1% 30年度 80.5%
 01年度 74.4% 02年度 56.5%



議題 2 特例診療所について

資料 2

1 開設者住所氏名	熊本県合志市幾久富 1123-5 認定 NPO 法人 NEXTEP 理事長 島津 智之	
2 診療所の名称	穂つぶこども在宅&心身クリニック（仮）	
3 開設の場所	合志市合生 3965-2	
4 該当する診療所	1 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所 2 へき地に設置される診療所 3 小児医療の提供の推進のために必要な診療所 4 周産期医療の提供の推進のために必要な診療所 5 救急医療の提供の推進のために必要な診療所 ⑥ その他、地域において良質かつ適切な医療を提供するため特に必要な診療所	
5 診療科目	小児科	
6 設置しようとする病床の数及び病床の種別	7 床（一般病床）	
7 管理者の氏名	島津 智之	
8 診療に従事する医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間	医師の氏名	島津智之
	担当診療科名	小児科
	診療日	月～土
	診療時間	9:00-18:00
9 開設予定年月日	令和 4 年 5 月 9 日	
10 医療従事者の確保の見込み等	医師	1 名
	看護師・准看護師	10 名（予定）
	看護補助者	6 名（予定）
11 病床の設置の理由（必要性、設置数の根拠等）	<p>医療的ケア児の増加に伴い（※ 1, 2）、小児の訪問診療や短期入所の必要性が以前にも増して高まっています。</p> <p>厚生労働省による医療型短期入所に関する実態調査（R1）において、医療的ケア児を預かる事業所の 84.2%が、医療型短期入所が充足していない/あまり充足していないと答え、都道府県・市町村の 94.6%が、医療型短期入所が充足していない/あまり充足していないと答えています。また、利用者側のアンケートにおいても、不便なこと・不安なこととして、空きがない（68%）、送迎がない（43.1%）、緊急時に受け入れてもらえない（37%）などが挙げられています。</p> <p>上記調査において、医療型短期入所の課題として、下記の 4 つが述べられています。</p> <p>1) サービスを利用できる（アクセス性の確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用できる事業所がない⇒空きがない、近くにない、受入が拒否・制限される、送迎がない 	

- ・必要な時に利用できない⇒申込～利用までに時間がかかる、利用期間・時間が希望通りにならない、送迎が希望通りにならない、緊急時に受け入れてもらえない
- 2) サービスを安全に利用できる（安全性の確保）
 - ・利用により体調が変化する⇒慣れない環境によりストレスを受ける
 - ・長期入所の利用者比べて、体調の変化に気づきにくく対応が遅れることがある
 - ・医療的ケアが家庭とは異なる手技で行われる
 - ・障害特性への適切な対応が行われていない⇒行動障害、発達障害、視聴覚障害など
- 3) サービスを円滑に利用できる（利便性の確保）
 - ・事前の準備が大変⇒準備物が多い、医療的ケアなどの引継ぎに時間がかかる
- 4) サービス利用により充実した時間を過ごせる（本人の発達支援・成長支援、介護者としての義務からの家族の解放など）
 - ・利用者にあった日中活動が提供されていない⇒保育・療育が行われていない、訪問学級など利用中の教育機会がない、入浴頻度が低い、生産活動・創作活動・余暇活動がない、リハビリが行われていない
 - ・家族と一緒に過ごせるスペース（家族室・家族スペースなど）がない

また、熊本県においても、第6期熊本県障がい者計画（くまもと障がい者プラン）の中でも、医療的ケア児の数が下記のように記載されおり、具体的な施策として

「在宅の医療的ケア児（者）及び重症心身障がい児（者）に対して、居宅介護、短期入所、日中一時支援、児童発達支援等を提供することで、家族へのレスパイトを促進できるよう、障がい児（者）が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。特に医療的ケアを必要とする重度の障がい児（者）を受け入れることができる医療型短期入所事業所の設置促進のための支援を行います。」と述べられています。

R1. 9	未就学児	就学児	総数
医療的ケア児数	93	151	244

合志市の「第3期合志市障がい者計画」においても、短期入所事業の充実が目標とされており、「第6期合志市障がい福祉計画/第2期合志市障がい児福祉計画」において、当事者アンケートの結果として、今後3年以内に短期入所サービスの利用を増やしたい方が21.3%に上り、現在利用中の66%と合わせて、87.3%が利用を希望されているニーズがあります。

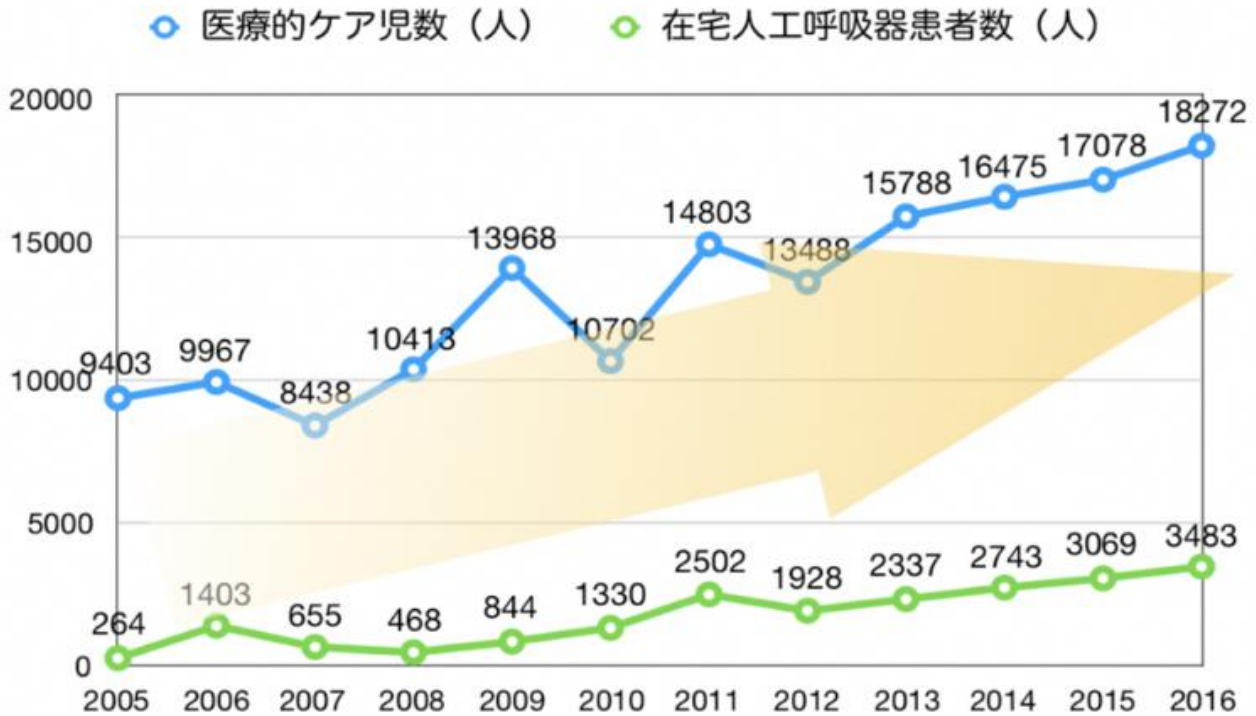
国や熊本県、合志市の報告、施策からも医療型短期入所の絶対数は不足しており、ご家族の負担軽減のためにも整備が求められていますが、数だけでなく、上記の1)～4)の課題に取り組む事業所が求められています。当法人では、2009年より子どもの在宅医療の問題に取り組んでおり、上記の課題も家族と一緒に取り組み・解決していくことができると考えています。

人工呼吸器や気管切開など医療的ケア度の高い方が短期入所を利用される場合、事業者と利用者家族の双方が安心してお泊りができ

	<p>ることが必要です。しかし、医療的ケアのリスクが高いと判断されると福祉型短期入所事業所での対応は困難であり、利用を断られているケースも多くあります。そのようなリスクの高い利用者が安心して利用できるには、人工呼吸器を含めた医療的ケアに慣れた医師や看護師が対応する医療の病床が必要です。また、必要時に適切なタイミングで処置を行わなければ、急変などのリスクも高く、有床診療所である必要があります。</p> <p>菊池圏域は、令和2年（2020年）版熊本県推計人口調査結果報告において、熊本県内の39の市町村の人口が減少しているなか、6の市町村が増加しています。そのうちの3市町村が菊池圏域の大津町、菊陽町、合志市となっています。よってその地域においては、今後も医療的ケア児も増えていくことが予想されます。</p> <p>また、国の調査報告書において、事業所を利用している方の52.8%が事業所までの所要時間を30分未満と回答しており、合志市に事業所を開設することで、菊池圏域全体をカバーすることが可能と考えます。送迎は家族にとって大きな負担であり、菊池圏域のどのエリアからも30分以内に送迎可能な点からも合志市が最適であると考えます。</p> <p>現在、菊池圏域の医療型短期入所は、2ヶ所（定員13名）ありますが、そのうち1ヶ所は精神科で、重度の医療的ケア児の対応を行っていないため、実際に利用できる施設は1ヶ所となっています。その施設も、1ヶ月先の予約が予約開始より30分程度で埋まってしまうため、多くの子どもたちは利用できていない状況があります。</p> <p>加えて、病状が不安定なケースが多く、入所中に何らかの追加医療処置が必要となるケースも報告されています。ご家族も入所中の体調の変化を心配に思われています。そのような際に、医療型の入所施設であれば、24時間体制で、医師の診療や応急処置が可能となります。医療処置については診療報酬の対応とすることも可能であり、医療的ケア児も安心して入所可能であると推察します。この具体的な想定事例としては、人工呼吸器装着の児が、入所中に体動等で装着部分に支障をきたしたり、抜けてしまったり、緊急的な医療処置が必要となった場合等です。</p> <p>また、設置病床数を7床とする理由は、ニーズから考えるとより多くの病床が必要と考えられますが、医療的ケア児へのケアは、1対1の対応を必要とする場面も多く、夜間も2名体制で対応する必要があります。当法人が開設するクリニックのマンパワーから考えると7床が最大と考えています。逆により少ない病床数では、キャンセル率なども考慮すると安定した運営ができないと考えています。</p>
<p>12 提供する医療の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小児の訪問診療 ・ 医療型短期入所 ・ 不登校/心身症/発達障害の外来 <p>※不登校や発達障害の専門外来は、新規患者の予約をとろうとした場合熊本県内において3～6ヶ月待ちの状況が続いている。専門医としてそのような状況の改善に貢献できればと考えています。</p>

13 他の医療機関との連携の状況	重症心身障害児者・医療的ケア児は、感染症等で重篤化し、入院治療を必要とすることも多いため、障害児医療に力をいれている熊本再春医療センターと連携しながら、地域の子どもたちの安全を守っていきたいと考えています。
------------------	---

医療的ケア児、全国で推計1.8万人（0-19歳）



2017年、厚生労働科学研究班（奈倉道明氏、現・埼玉医大総合医療センター）の調査を元にグラフ作成

在宅の医療的ケア児の推計値（0～19歳）



（厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」の協力のもと障害児・発達障害者支援室で作成）

定 款

NPO 法人 NEXTEP

NPO 法人 NEXTEP 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 NEXTEP と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県合志市 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、地域の人々と共に、医療・福祉・教育等の諸問題について、世代や職種を超えた学び・交流の場創りを通して、問題点の解決のために必要な事業を考え、実施していくことで、笑顔あふれる地域社会を創りだすことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 不登校児サポート 事業
 - ② 就労サポート 事業
 - ③ 介護保険法、健康保険法に基づいた訪問看護事業
 - ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス提供事業および地域生活支援事業
 - ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法に基づく相談支援事業
 - ⑥ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
 - ⑦ 医療法に基づく事業所内での診療所の経営事業
 - ⑧ 道路運送法に基づく福祉有償運送サービス事業
 - ⑨ 異業種交流会・講演会 事業

- ⑩ その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進し、参加する個人及び団体

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 本法人は、入会に際しての条件は特にこれを定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前2項のもの入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面を以て本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費及び月会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上 10名以内
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員任期は、前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の社員総会の終結の時までその任期を延長することができる。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 事業計画及び活動予算並びにその変更の承認
- (6) 事業報告及び活動決算の承認
- (7) 年会費の額の変更の承認
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、あらかじめ通知した事項以外に、議決を要する議案が出席正会員から提案され、これを総会の議案とすることについて出席正会員の2分の1以上の同意があったときは、総会の議決事項とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 年会費の額
- (2) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 役員の職務及び報酬
- (5) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び活動決算
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、あらかじめ通知した事項以外に、議決を要する議案が出席理事から提案され、これを理事会の議案とすることについて出席理事の2分の1以上の同意があったときは、理事会の議決事項とすることができる

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 年会費
- (3) 寄付金品並びに賛助会費
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の補正)

第44条 予算作成後にやむを得ない理由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の補正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年 4月 1日に始まり翌年 3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる理由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) 所轄庁による設立の認証の取消し
 - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

ただし、法第 28 条の2第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 島津智之
副理事長 中村和代
理 事 夏原佳奈子
同 黒木敏弘
同 中本さおり
同 山西由希子
同 横内利幸
監 事 大久保広隆

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年 6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

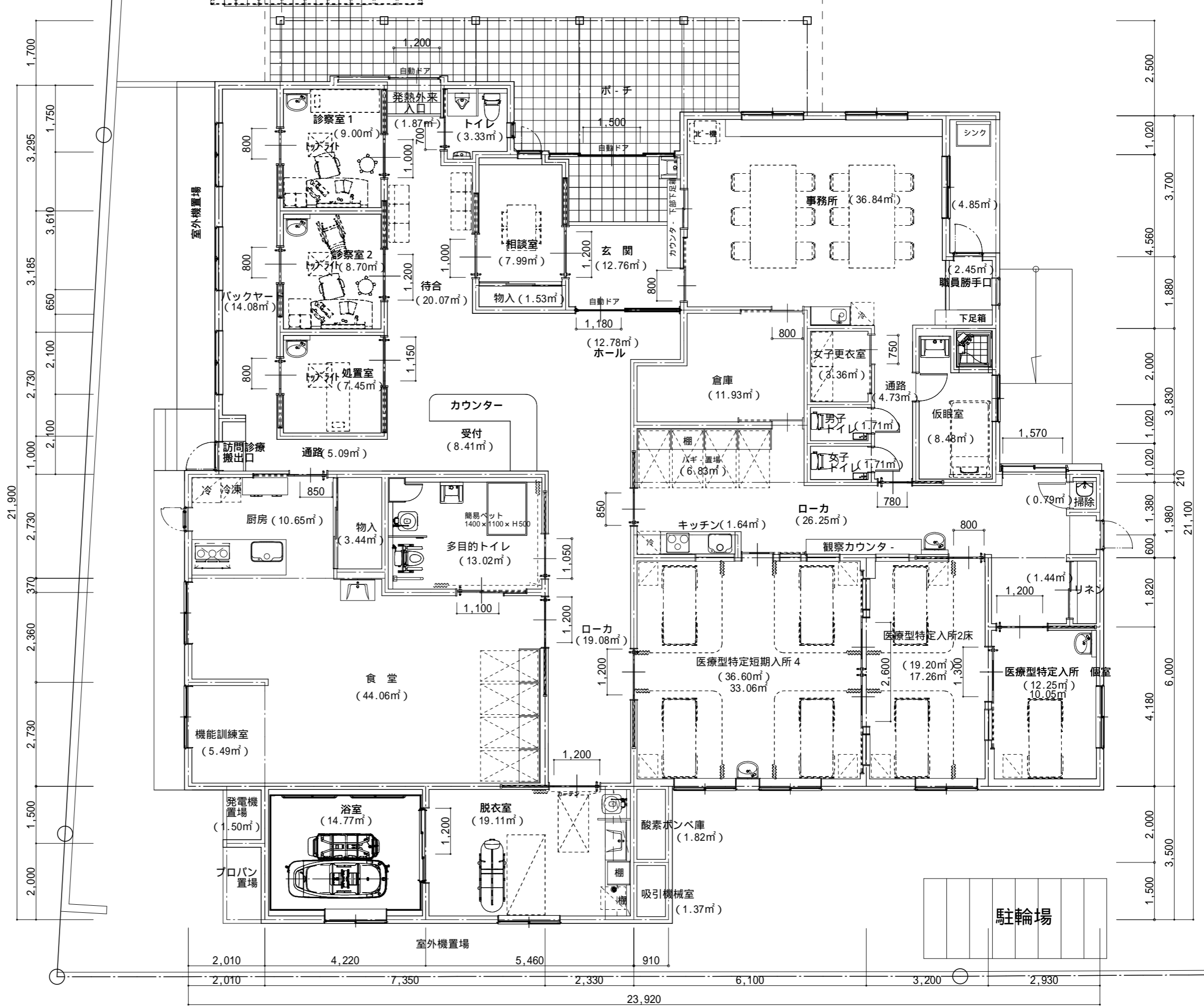
5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年 3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)年会費	正 会 員	個人	1口	3,000 円
		法人(家族)	1口	5,000 円
	賛助会員	個人	1口	2,000 円
		法人(家族)	1口	3,000 円

部屋名	面積	m ² (坪)
玄関	12.76	(3.86)
ホール	12.78	(3.87)
事務所	36.84	(11.14)
男子トイレ	1.71	(0.52)
女子トイレ	1.71	(0.52)
倉庫	11.93	(3.61)
女子更衣室	3.36	(1.16)
仮眠室	8.48	(2.57)
通路	4.73	(1.43)
職員勝手口	2.45	(0.74)
外部作業場	4.85	(1.47)
診察室1	9.00	(2.72)
診察室2	8.70	(2.63)
処置室	7.45	(2.25)
バックヤード	14.08	(4.26)
相談室	7.99	(2.42)
物入	1.53	(0.46)
患者トイレ	3.33	(1.01)
発熱外来出入口	1.87	(0.57)
待合	20.07	(6.07)
受付	8.41	(2.54)
通路	5.09	(1.54)
食堂	44.06	(13.33)
多目的トイレ	13.02	(3.94)
厨房	10.65	(3.22)
物入	3.44	(1.04)
機能訓練室	5.49	(1.66)
ローカ	19.08	(5.77)
医療型特定短期入所4	36.60	(11.07)
医療型特定入所2床	19.20	(5.81)
医療型特定入所 個室	12.25	(3.70)
掃除	0.79	(0.24)
リネン	1.44	(0.44)
キッチン	1.64	(0.50)
バギ-置場	6.83	(2.06)
ローカ	26.25	(7.94)
浴室	14.77	(4.47)
脱衣室	19.11	(5.78)
発電機置場	1.50	(0.45)
酸素ボンベ庫	1.82	(0.55)
吸引機械室	1.37	(0.41)
合計	428.42	(129.60)

丸め 四捨五入



工事名	穂っぴ こども在宅&心身クリニック 新築工事			管理者	設計者	担当者	図面名	1階 平面図	図面
備考				日付	日付	日付	縮尺	1/100	1

こどもたちの
笑顔が未来をつくる



認定NPO法人 ねくすてっぷ

NEXTEP

NEXTEP ビジョン

こどもたちの笑顔が 未来をつくる

どんな境遇でも、すべての子どもたちが笑顔で暮らせる地域にする。
そんな思いを共にする仲間創りと、具体的な環境創りを進めること。
このことが、本当の意味で10年後、20年後の社会を豊かにする。
この言葉には、そんな思いが込められています。



2016.8.19「KKT おとどけえほん」での集合写真（場所：障害児通所支援事業所ボンボン）

これまでと今後の展望

2000年12月にNEXTEPの活動をスタートさせてから、15年以上経ちました。

2004年のDr.パッチアダムス講演会、2009年のNPO法人化、2014年の熊本初の認定NPO法人取得など、節目節目には多くの方々のご協力を得ながら、活動を継続・発展させることができました。ご指導ご支援に心より感謝しています。

重い障がいのある子どもたちへの支援として、「ステップ」部門では、小児専門の訪問看護ステーション、ヘルパーステーション、相談支援事業を立ち上げ、2015年11月からは障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）を開設しました。先駆的取り組みとして、全国に発信できるようにスタッフ一同研鑽を積んでいきたいと思えます。

また、不登校児支援事業「フィールド」部門では、2005年より農作業を通しての不登校児支援事業を行ってきました。近年、発達障害、貧困、虐待など、子どもたちを取り巻く問題は

多様化し、深刻化する中で、農作業体験にとどまらない複合的支援について検討しています。

最後に、NEXTEPでは、「フォーラム」部門が中心となり、講演会や異業種交流会を企画してきました。生み出された多様なネットワークが、医療・福祉・教育などの諸問題に取り組み、NEXTEPの財産となっています。





これからの時代を切り開く鍵は、多様性を受け入れるあたかさだと思えます。自分と違った考え方の人間を避けるのではなく、包み込むあたかさ社会にあふれたとき、NEXTEPの目指す社会に近づくと信じています。

15年はあっという間でしたが、まだまだ夢に向かって一歩ずつ前進していきたいと考えています。

今後ともより一層のご支援、ご指導をお願い致します。

理事長 島津 智之

もくじ

	事業紹介	
	ステップ	…4p
	フォーラム	…6p
	フィールド	…7p
	ドリカム	…8p
	団体情報（ネットワーク/事業規模）	…9p
	これまでのあゆみ	…10-11p
	応援してみませんか？	…裏表紙



重い障がいがあっても
おうちで笑顔いっぱい暮らす
「当たり前前」の社会を

小児在宅支援 ステップ

背景

近年、医療が大きく進歩したことにより、以前はなかなか助けることが難しかった赤ちゃんの命を、助けることができるようになりました。同時に、命をとりとめたものの、生活していくには医療面など、手厚いサポートが必要な子どもたちの数が増えてきています。

生まれた病院を退院して、おうちで家族と一緒に暮らす。しかし、そんな当たり前の日常を支えるための医療、福祉、療育が不足しています。

「ステップ」はその不足するサービスを地域に生み出していくことを目指して活動しています。



おうちでお姉ちゃんとおままごと



お風呂気持ちいいな♪
(看護師、ヘルパーと)



ボンボンでの活動の様子（左：大根引き。右：みんなであえほん。）

実施事業

訪問サービス



訪問看護ステーション
ステツプ!キッズ

ヘルパーステーション
ドラゴンキッズ

通園施設

障害児通所支援事業所

ボンボン



プランニング

相談支援事業

移送サービス

福祉有償運送

普及・啓発

各種研修会等

地域への広がりを目指して…

県内の他のステーションが小児のサポートを行えるように、研修会等を通じた人材育成や活動の広がりを目指す各種の事業を行っています。

- ◎小児訪問看護研修会 (2010年～)
- ◎ヘルパー研修会 (2013年～)
- ◎相談支援研修会 (2014年～)
- ◎小児訪問看護相談センター (2015年～)
- ◎小児慢性特定疾病児童等自立支援相談事業 (2016年～) 他



障がいや難病の子どもたち専門の 訪問看護をスタートして早7年！

2009年に看護師が自宅へ行くサービス。

2012年にはヘルパーが自宅へ行くサービス。

2013年に子どものケアマネージャー的な役割を担う相談事業もスタートしました。

いままでは、「おうちで笑顔いっぱい暮らす」ことを目指して自宅へ訪問していましたが、2015年には通園のサービスをスタートさせました。通園とは、障がいのある子どもたちの保育と教育の中間、療育を行う場所です。

医療的ケアや医療機器のある子どもたちは、楽しい場所へ行くことすら難しい。だから私たちは、どんなに重い障がいがあっても、子どもらしく楽しい時間を過ごしてもらええる場所を創り出していきたいです。

すべての子どもたちに、遊びと笑いときらきらした時間を！

「多くの人と出会い、
自分を磨き、未来を夢描く」
NEXTEPの原点

異業種交流会・講演会

フォーラム

職種や世代を超えた幅広い人たちとの交流を目的に、異業種交流会や2千人規模の講演会などを開催してきました。

講演会では、様々な社会問題の解決に取り組むゲストのお話にたくさんさんの刺激を受けてきました。これからも、社会や人との繋がりを大切にしながらフォーラムの活動を行なっていきます。

＜活動概要＞

- 講演会、異業種交流会の開催※年2～3回
- 対象者：一般の方
- 内容：全国で様々な社会課題の解決に取り組む方をゲストにお招きして開催。自分たちの成長と、ネットワーク作りを目指します。

かものはしプロジェクト 村田早耶香さん 2014/8/30



カンボジアなどで強制的に子どもが売られてしまう問題を防止する活動を行う、かものはしプロジェクトの村田早耶香さん。児童買春に、加害者として日本人が関わっている歴史を知りました。



多田千尋さん

2014/8/16

全国各地で「木育」を推進する活動をしている、東京おもちゃ美術館館長の多田千尋さん。木育を推進する「ウッドスタート」の取り組みなどをご紹介いただきました。



安田菜津紀さん

2015/3/22

カンボジアの子どもの笑顔など、写真でメッセージを発信している安田菜津紀さん。以前より取材を続けている中東や、東日本大震災の被災地の現状を伝えてくれました。

四季を感じ
仲間と食べる
ご飯はうまい

不登校児サポート フイールド



農作業体験を通じて共に学び成長する場

それが“フイールド”

**協力して作物を育て収穫した物を頂き
大切な瞬間を過ごしています**

<活動概要>

- 月 1 回の農作業体験活動
- 対象者：小学生
社会人や大学生の方で関心のある方
- 年 12 回 (1 回 / 月)
- 勉強会、講演会：年 4 回

～保護者の声～

息子がフイールド活動に参加して、なんと 10 年になりました。お陰様で心も身体も大きく成長させてもらいました。小さい頃から見守って頂いているので、すべてが安心です。息子にとってもなくてはならない場所だと思います。

畑の日はいつも楽しみになっています。スタッフの方々から愛情を持って接して頂き感謝しています。また、息子もフイールド活動に参加

している小さな子ども達のお世話ができるようになって欲しいです。



(左) 流しそうめん (右上) イチゴの苗植え
(右下) もちつき

重い障がいのある子どもたちが
地域で暮らすために、
学生としてできることに取り組む

学生チーム ドリカムキッズ



ドリカムキッズは、小児在宅支援部門（ステップ）がサポートする子どもたちやそのご家族に「笑顔溢れる時間を過ごしてもらえるように…」、そんな思いから2012年に誕生した学生チームです。メンバーは、医療系や文系など様々な分野で学ぶ熊本県内の大学生です。

これまでに、おうちへの定期的な訪問や、ご家族で行けるバリアフリーカフェの紹介等を通して子どもたちと触れ合い、活動してきました。

活動を通して共に子ども達の笑顔に触れ、貴重な経験・成長を得た仲間には、卒業を迎えれば今度は社会人として企業や行政、看護師など、それぞれの領域へ羽ばたいていきます。

ドリカムキッズの仲間は、未来の社会を担う仲間でもあります。これからも楽しく、継続して活動していきたいと考えています。



ドリカムキッズ卒業生の声

私はドリカムキッズの活動を通して、たくさんの子供たちと出会い、笑顔ももらい、そして心をふるわせられました。子供たちが笑ったり泣いたり、手足をばたつかせたり目線を動かしてくれたり、、、その子と触れ合うだけで今まで感じたことのない感情を与えてくれるそんな子どもたちが、もっと生き生きと暮らせるよう

な地域社会になってほしい。そして、そうしたいと強く思います。

今、こう思えるのも、たくさんの素敵な出会いがあったからだと思います。職種は違いますが、同じ思いで同じ夢の為に支え合えるチームである NEXTEP の一員として、これからも笑顔あふれる地域社会を目指し尽力したいと思います。

ネットワークの広がり

- ・ 正会員 **66名**
- ・ 賛助会員数 **124名**
- ・ 広告協賛企業 **16社**
- ・ 協力関係者名簿（上記含） **909名 / 団体**

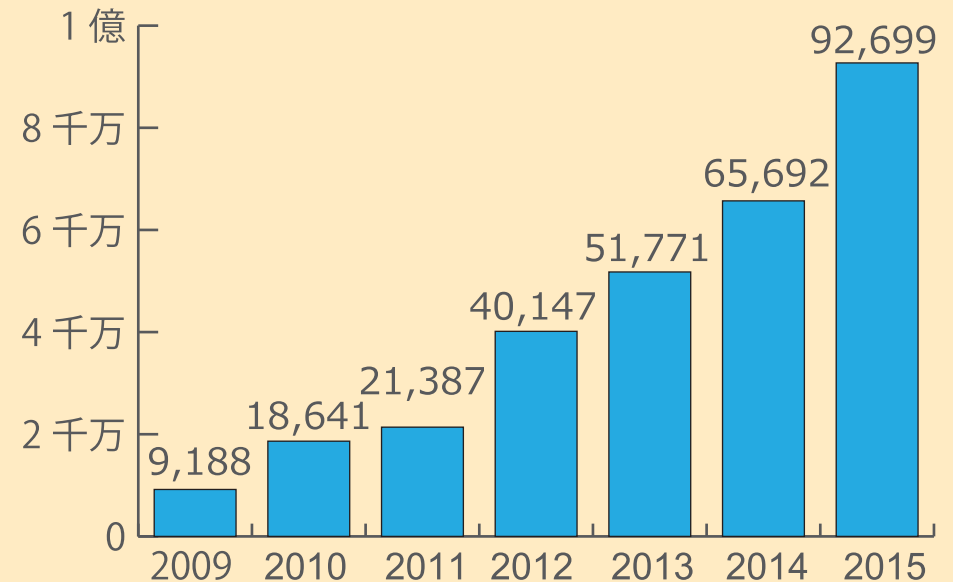
2000年の任意団体としての活動スタート以来、少しずつ支援の輪を広げてきました。そのネットワークは多様で、子どもの分野に限らない幅広いものです。個人の方、企業、行政、メディア、学生など900人を超える皆さまとのつながりは、事業に取り組む上での大きな力になっています。

広告協賛各社



事業規模

事業収入推移（単位：千円）



2009年の法人化以降、事業規模を徐々に拡大し、2015年度は事業収入が9千万円を超えました。軸となる収入源は小児在宅支援部門の事業収入です。収支はプラスで推移しており、安定しています。

一方、みなさまからの賛助会費等の寄付収入によって、必要なニーズに対応する為の新規事業の立ち上げが可能になっています。ご支援にこころより感謝申し上げます。



これまでのあゆみ

NEXTEPこれまでの
あゆみを一部ご紹介
します!

パッチアダムス九州講演会

2004年8月22日

崇城大学市民ホール

参加者2000名



水谷修先生講演会

2004年10月2日 パレアホール

2009.5.26~
NPO法人化

事務所や車を支援
いただき事業をスタート

全国的にも少ない
こども専門の
訪問看護ステーション



ステップ♪キッズ開設

NEXTEP設立

学生中心の有志で任意
団体としてスタート!
2000年12月9日、
グランメッセでキック
オフイベントを開催し
ました。



フィールド 活動開始



宮下さん協力の下、
活動をスタート!!



2009

2009~
クリスマスコンサート



福島県相馬市の
子どもたちと一緒に
じゃがいもを植え
ました。(2011.3)





ドラゴンキッズ開設

こども専門のヘルパーステーション。看護と連携することで手厚い支援を。



ボンボン開設

通園サービスを開始。家ではできなかったお友達との関わりや手厚い療育を提供できるように。



書籍「スマイル」出版

相談支援事業開設

医療と福祉の連携をコーディネートできる専門の相談員を配置！

2012

2013

2014

2015

2016

[フォーラム部門]

若手NPO活動者育成プロジェクト



2010～

小児訪問看護研修会



小児在宅支援の普及・啓発の為に各種研修会を実施

新事務所建設&引越



ウッドスタート宣言！



施設に小国杉を使用する等、法人として木育を推進することを宣言しました。

NEXTEP を応援して下さい！

①賛助会員としてサポートする

NEXTEP は、2009 年に NPO 法人格を取得し小児専門の訪問看護事業をスタートさせました。

その後「小児在宅支援事業」は、ヘルパーステーション、通所支援事業など、順調に事業を展開してきました。今後も、NPO 法人として「フォーラム」「フィールド」「ドリカムキッズ」と共に、子どもたちやご家族のサポートを更に充実させていきます。

つきましては、当法人の活動に御理解・御賛同をいただき、賛助会員としてご支援いただければ幸いです。

②スタッフになる



わたしたちと一緒に
スタッフとして活動
してみませんか？

学生や社会人のボランティアスタッフが活躍中です。
また、職員の採用情報はホームページからご覧になれます。

詳しくはHPをご覧ください。

nextep 熊本

検索

発行 / 平成28年12月20日

発行者 / 認定NPO法人NEXTEP

〒861-1112 熊本県合志市幾久富1123-5

TEL 096-227-9001 FAX 096-227-9004

home@nextep-k.com www.nextep-k.com

認定NPO法人

NEXTEP